



時期	申請者	★ 指定保育士養成施設	マニュアル 参照箇所	登録事務処理センター (以下センター)	都道府県	備考
3月10日頃				都道府県へ申請書類を発送 登録手数料を送金	申請書類の審査	※5 「指定保育士養成施設卒業証明書」または「保育士養成課程修了証明書」。通常の「卒業証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。
3月中旬		※5 ・卒業(修了)証明書を提出 ※6 ※7 ・未修了確定者/卒業(修了)保留者の連絡 提出期限: 令和4年3月11日(金)必着		・卒業(修了)証明書の点検・確認 ・未修了/保留者の確認		※6 登録手数料は、都道府県に送金されているため、返金できません。
		・卒業(修了)が保留となっていた者についての最終確定連絡 ・最終確定修了者の「卒業(修了)証明書」を提出 FAX受付期限: 令和4年3月31日(木)10:00センター必着 ※修了者の「卒業(修了)証明書」はFAX送信後、直ちにセンターあて要郵送		・卒業(修了)証明書を送付 ・未修了者の報告 最終確定について報告 登録者を確認 ※8 「保育士登録済通知書」を発送(3月末)	卒業(修了)証明書の有無を基に、個々の申請者について修了/未修了を確認 修了確定者のみ登録決定 (登録年月日は3月中の日付)	※7 提出期限の時点で、卒業(修了)が未確定となっている者については、一旦保留扱いとしてご連絡願います。
3月末						
4月	・「保育士登録済通知書」受取り ・記載内容について、訂正・変更がある場合はセンターへ連絡 変更・訂正 受付期限: 令和4年4月20日(水)			登録内容の訂正・変更		未修了確定者について、当センターへの連絡漏れがないか、念のため、3月中に再度ご確認願います。 ※8 6月中に「保育士証」が交付されるまでの間、保育士登録がなされたことを暫定的に証明するもの(ハガキ)
6月末	「保育士証」の受取り			「保育士証」を発送 (6月 簡易書留郵便)		

## 【連絡先】

都道府県知事委託 保育士登録機関 社会福祉法人 日本保育協会  
登録事務処理センター  
登録管理部 経理課： 山口・藤井

住所： 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2  
アーバンネット麹町ビル6階

T E L : 03-3262-1069 / F A X : 03-3262-1070